

佐賀県選挙管理委員会告示第59号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成25年11月12日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" data-bbox="235 550 1102 730"><tr><td data-bbox="235 550 622 730">略 特別養護老人ホーム真心の園 略</td><td data-bbox="622 550 1102 730">略 <u>鳥栖市平田町字東前3106の4</u> 略</td></tr></table> <p>3・4 略</p>	略 特別養護老人ホーム真心の園 略	略 <u>鳥栖市平田町字東前3106の4</u> 略	<p>1 略</p> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1" data-bbox="1160 550 2029 730"><tr><td data-bbox="1160 550 1547 730">略 特別養護老人ホーム真心の園 略</td><td data-bbox="1547 550 2029 730">略 <u>鳥栖市村田町1250番地1</u> 略</td></tr></table> <p>3・4 略</p>	略 特別養護老人ホーム真心の園 略	略 <u>鳥栖市村田町1250番地1</u> 略
略 特別養護老人ホーム真心の園 略	略 <u>鳥栖市平田町字東前3106の4</u> 略				
略 特別養護老人ホーム真心の園 略	略 <u>鳥栖市村田町1250番地1</u> 略				